

平成20年1月22日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第4062号 不当利得金返還等請求事件

口頭弁論終結日 平成19年11月20日

判 決

大阪府 [REDACTED]

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都文京区本郷3丁目33番5号

被 告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

同

[REDACTED]

稲 葉 宏 己

三菱UFJニコス株式会社

[REDACTED]

西 村 捷 三

中 山 博 雄

平 野 武

主 文

- 1 被告は、原告に対し、202万1499円及び内金134万1601円に対する平成17年10月28日から、内金40万円に対する平成18年5月16日から各支払済みまで、いずれも年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを3分し、その1を原告の、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、292万2436円及び内金198万8265円に対する平成17年10月28日から、内金90万円に対する平成18年5月16日から各支払済みまで、いずれも年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

(3) 仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する答弁

(1) 原告の請求を棄却する。

(2) 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 過払金返還請求（不当利得返還請求）

ア 原告と被告（旧商号はUFJニコス株式会社，平成19年4月1日，現商号に変更）は，遅くとも平成5年7月27日から継続的に金銭消費貸借取引を始め，平成17年10月27日までの間，別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」（以下「別紙計算書1」という。）記載のとおり，利息制限法1条1項所定の制限利率を超過する利息の約定による借入れ及び弁済を繰り返した（以下，原告と被告との間の各金銭消費貸借取引を「本件各取引」という。）。
これを上記制限利率に引き直して再計算すると，別紙計算書1のとおり，合計198万8265円のいわゆる過払金（上記制限利率を超過して法律上の原因なく支払った利息金）が発生している。

なお，原告・被告間の継続的金銭消費貸借取引に利用された基本契約として判明しているものは，①マイベストカード契約（会員番号9622-4362-2001-045），②ハローシングルカード契約（会員番号0480-2606-0440-1517）及び③日本信販カスタマーズローン契約（会員番号4802-6484-1901-924）であるところ，被告は，上記①の同年9月27日以降の取引履歴及び上記②の平成7年8月23日以降の取引を開示したのみで，上記②のその余の取引履歴及び上記③の取引履歴全部を開示していない（なお，上記③の日本信販カスタマーズローン契約が上記①のマイベストカード契約とは別に存在していることは，上記③の会員番号が上記①の

マイベストカード契約の申込書〈乙5〉に記載されていることから明らかである。)

また、貸金業の規制等に関する法律(以下「貸金業法」という。)における登録をした貸金業者(以下「登録貸金業者」という。)である被告は、取引履歴について帳簿の備付け等の義務を負っているのであるから、被告が実際に取引履歴を開示した平成7年11月27日より前の借入れについても客観的証拠を提出してこれを立証すべきであり、単に借入日及び借入額を推定する方法により、その立証に代えることは許されない(そもそも、貸金業務にとって証拠資料の保管や事実の記録は不可欠のものであり、10年が経過したからといって、このような法定帳簿を廃棄することはあり得ない。それにもかかわらず、被告がこれを明らかにしない以上、被告は本件訴訟を犠牲にしても、平成7年8月以前の記録は廃棄したとの主張を貫徹する途を選択したにすぎない。)

さらに、原告は、平成18年9月19日付け準備書面(1)において、原告・被告間の立替金取引について、被告に主張立証を促したが、それにもかかわらず、被告から立替金取引に関する具体的な主張立証はされなかったのであるから、そのようなことをせずに、別紙計算書1(ないし別紙計算書2)の「弁済額」欄に、金銭消費貸借契約に基づく弁済以外のものが記載されているなどと主張することもまた、許されない(なお、被告が個別に開示したショッピングの履歴〈乙17の1ないし13〉を控除したものが別紙計算書2である。しかし、そもそも、被告が提出した上記各ショッピングの履歴は、本件訴訟の初期の段階で提出できたはずのものであり、これらを弁論準備手続の終結間際に提出することは時機に遅れているし、被告がこれらのほかにもショッピングの利用があるなどと主張することは正当な主張とはなり得ない。)

また、原告と被告との間では、契約の個数はともかく、ハローシングルカード契約やマイベストカード契約など、形式的には複数の継続的金銭消費貸借取引が存在するが、仮に契約は別個であったとしても利息制限法上は一体として

評価されるべきであり、過払金は全ての利息に充当された後、価値としての総元本に充当されることとなるから、本件各取引は1個の連続した取引として計算されるべきである。

イ 被告は、登録貸金業者であり、利息制限法1条1項所定の制限利率を超える金利で貸付けをしていることを知りながら、原告より返済を受けていた。

したがって、被告は、上記過払金の不当利得につき、民法704条所定の「悪意」の受益者にあたる。

よって、被告は、原告に対し、上記不当利得につき、過払金発生時からその支払済みに至るまでの間、民法704条により民法所定の年5分の法定利息を付して返還する義務がある。

なお、最終弁済日（最終取引日）である平成17年10月27日時点の確定法定利息は、別紙計算書1のとおり、3万4171円である。

(2) 損害賠償請求（不法行為）

ア 原告訴訟代理人は、原告より債務整理を依頼され、平成17年11月に被告を含む全債権者に対し、書面で取引履歴全部の開示を求めたが、被告は、平成7年11月27日以降の取引履歴について開示するのみで、それ以前の取引を隠蔽し、取引履歴開示義務（最三小判平成17年7月19日並びに貸金業法13条2項及び同事務ガイドライン3-2-2(6))を怠った。

なお、上記のとおり、被告が本件各取引における10年を超える取引履歴を、社内規定に従って廃棄したとは考えられない。被告は、大手与信企業として、各年代における最先端のコンピュータ技術を導入して決済システム及び顧客管理システムを構築してきたはずであり、顧客管理がコンピュータ管理に移行していった1980年代以降、データ管理等は日々進歩を遂げているのであるから、被告の企業内システムの構築について技術的

・費用的困難を伴うという事態は想定できない。

イ 原告は、原告訴訟代理人に債務整理を依頼してから現在に至るまでの間、被告との間の債権債務を確定できず、そのために被告以外の債権者との間の残債務の処理に支障を来しており、心理的に不安定な地位に置かれている。

被告の上記取引履歴の不開示により原告が被った精神的な損害に対する慰謝料は60万円を下らない。

ウ 原告訴訟代理人は、平成18年3月15日付けで過払金の返還を請求し、通知後約1か月が経過したが、被告は原告の和解提案を拒否し続けている。その結果、原告は、過払金回収を訴訟手続にて行わざるを得なくなったものであり、被告が賠償すべき弁護士費用は30万円が相当である。

(3) よって、原告は、被告に対し、上記不当利得金元金198万8265円と平成17年10月27日時点での民法704条に基づく確定法定利息金3万4171円及び取引履歴不開示の不法行為についての同法709条に基づく損害賠償金90万円の合計292万2436円並びに民法704条に基づく上記不当利得金元金198万8265円に対する最終弁済日の翌日である平成17年10月28日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息及び上記損害賠償金90万円に対する不法行為後の本訴状送達の日である平成18年5月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

(1)ア 請求原因(1)アのうち、原告と被告とが、平成17年10月27日までの間、継続的に金銭消費貸借取引を行っていたことは認め、その余は否認する。

なお、原告と被告との間の継続的金銭消費貸借取引の契約日は平成5年8月28日であるところ、それから被告が取引履歴を開示した平成7年11月27日より以前の取引（借入れ）のうち、カードを利用したキャッシング（借

入れ)については預金通帳に記載されないことから、預金通帳によって原告・被告間の全ての取引が明確になっているわけではない。実際、原告が被告から平成5年8月31日から平成7年10月22日までの間、19万9279円を借り入れただけであれば、約2年間にわたり、別紙計算書1のような多額の返済を繰り返すとは到底考えられない。

また、別紙計算書1には、金銭消費貸借契約に基づく弁済以外のものが「弁済額」欄に記載されている。

そもそも、原告・被告間で締結された金銭消費貸借契約は、①マイベスト利用契約(会員番号9622-4362-2001-045、なお、これについては「カードローン」及び「目的ローン」(日本信販カスタマーズローン)の2種類がある。)と②ハローシングルカード利用契約(会員番号0480-2606-0440-1517)のみである。

そして、①カードローンマイベスト利用契約については、平成7年9月27日には残元金37万5847円が存在するところ、その基本契約書(乙5)によれば、毎月の返済額は1万5000円であるから、これを元に同日以前の取引を推定すると乙3のとおりとなる。また、平成6年1月27日から平成7年7月12日までの弁済(同期間における別紙計算書1の「弁済額」欄記載の金額)については、上記のとおり、カードローンマイベスト利用契約の毎月の弁済額は1万5000円(その後2万円に変更された。)であるから、これに合致する弁済のみが、カードローンマイベスト利用契約の弁済ということになる。

①目的ローンマイベスト利用契約は、毎月の弁済額は1万2625円(但し、初回は1万4830円)であり、平成7年7月24日に残元金を返済する一方で、45万円を借り入れたため(実際には残額12万6370円についての貸増しであり、被告は差額金32万3630円を原告の預金口座に振り込んでい.), 毎月の弁済額は1万6485円となったから、上記各弁済額のうち、カードローン弁済額(毎月1万5000円)を除いた1万2625円、1万48

30円または1万6485円については、目的ローンマイベスト利用契約の弁済ということになる。

これらをもとに、①マイベスト利用契約に基づく全取引を利息制限法所定の制限利率で引き直して計算したものが、乙4（カードローンマイベスト利用契約）及び乙19（目的ローンマイベスト利用契約）ということになり、カードローンマイベスト利用契約については残元金57万5006円が存在し、目的ローンマイベスト利用契約については過払金1万6156円が存在することになる。

そして、②ハローシングルカード利用契約の取引履歴は、乙8のとおりであり、平成7年8月23日には、残元金8万円が存在する。同計算書（乙8）から分かるとおり、原告・被告間の取引はいわゆるリボルビング払い（予め決められた最小返済額以上の金額を弁済すれば、一定の利用限度額の範囲内で、自由に何度でも借入れができるというもの）によるものであり、毎月の弁済額は1万円に返済日までの利息を加算した金額ということになる。

そこで、これまで検討した弁済（別紙計算書1の「弁済額」欄記載の金額）のうち、1万円以上のものについては、同契約に基づく弁済額が含まれていると考えられる。これをもとに同契約に基づく平成7年8月23日以前の取引を推定すると乙12のとおりとなり、同契約に基づく全取引を利息制限法1条1項所定の制限利率によって引き直して計算した場合、6万7920円の過払金が生じていることになる。

これら以外の別紙計算書1の「弁済額」欄記載の金額の残りは、すべて立替払契約に基づく弁済額であると推定される。

なお、被告は、原告に対し、3万2446円の立替払請求権を有している。

イ 同イは争う。

(2)ア 同(2)アのうち、被告が、平成7年11月27日以降の取引経過について開示したことは認め、その余は争う。

被告は、本件各取引における10年を超える取引履歴を、社内規定に従って廃棄したもので、それはもはや現存しないのであるから、被告に取引履歴の開示義務違反はない。

イ 同イ及び同ウはいずれも争う。

3 抗弁（相殺）；請求原因(1)（過払金返還請求）について

(1) 原告・被告間の本件各取引の内訳は、上記2(1)アのとおりであり、被告は、原告に対し、目的ローンマイベスト利用契約についての過払金返還債務1万6156円及びハローシングルカード利用契約についての過払金返還債務6万7920円を負う一方、カードローンマイベスト利用契約についての残元金57万5006円の貸金債権及び3万2446円の立替払債権を有している。

(2) 被告は、原告に対し、平成19年8月28日の第9回弁論準備手続期日において、上記各債権債務を対当額で相殺する旨の意思表示をした。

4 抗弁に対する認否

上記抗弁(1)は否認し、主張は争う。

理 由

1 過払金返還請求（不当利得返還請求）について

(1) 過払金（不当利得金）元金について

原告・被告間の本件各取引の過払金元金について、利息制限法1条1項所定の制限利率による引き直し計算をするためには、まず、原告と被告との間の本件各取引の個数を確定し、次にそれぞれの取引の具体的な内容を確定する必要がある。

ア 本件各取引の個数について、原告は、少なくとも上記引き直し計算をするにあたっては、本件各取引は1個の連続した取引と考えるべきであると主張する。

これに対し、被告は、本件各取引には、大きく①マイベスト利用契約（会員番号9622-4362-2001-045）に基づくものと、②ハローシングルカード利用契約（会員番号0480-2606-0440-1517）に基づ

くものものが併存し、さらに、上記①のマイベスト利用契約については、「カードローン」及び「目的ローン」（日本信販カスタマーズローン）の2種類があるとしており、これらの併存する3つの取引に分けて考えるべきであると主張して、それに沿う証拠（乙1，5）を提出する。そして、原告も、日本信販カスタマーズローンが上記①のマイベスト利用契約の中の一つの種類にすぎないかどうかは別としても、本件各取引が行われた平成5年7月27日から平成17年10月27日の間に、少なくとも形式的には、これらの3つの種類の取引が併存していた時期があり得ること自体は認めている。

そうすると、本件各取引には、形式的には複数の金銭消費貸借取引が併存していたと認められる。

しかし、他方、それらの個々の各金銭消費貸借取引を統合する包括的な基本契約の存在を窺わせるに足りる証拠は全くない。

このように、同一当事者間の一定期間における継続的金銭消費貸借取引の中に、形式的に複数の取引が併存し、それらを統合する基本契約が存在しない場合には、これらが実質的に1つの取引であると認めるに足りる特段の事情がない限り、それらの取引は、それぞれ別個の取引と考えるのが相当であると解する（最高裁平成19年2月13日第3小法廷判決参照）。

したがって、上記特段の事情のない限り、原告の本件各取引は1個の連続した取引であるとの主張は採用できないところ、原告は、上記特段の事情について何ら主張立証しないから、結局、原告の上記主張は採用できず、本件各取引は、上記3つの種類の取引ごとに別個のものと解すべきである。

なお、被告は、日本信販カスタマーズローンは、上記①のマイベスト利用契約の中の一つの目的ローンであると主張し、それを前提に、別紙計算書1の「弁済額」欄記載の金額のうち、1万2625円、1万4830円ないし1万6485円（の弁済）が目的ローンの弁済であると主張する。

しかし、上記①のマイベスト利用契約の契約書（マイベスト入会申込書、乙

5)によれば、その時点で、原告には、(原告が日本信販カスタマーズローンのものであると主張する)「4802-6484-1901-924」という、上記①及び②の各契約の会員番号とは異なる会員番号が、既に付されていたことが推認される。

また、被告は、目的ローンの当初貸付けとして、平成5年12月13日に「30万円」の貸付けがされたとしている(乙19)が、上記契約書(乙5)表面最下段の「目的ローンクレジットライン」には「20万円」との記載がされている。さらに、被告が上記のとおり主張する各弁済金額は、上記契約書(乙5)裏面の目的ローンの毎月の弁済額の約定と合致しない。

さらに、原告が提出した、旧幸福銀行とこれを引き継いだ関西アーバン銀行の各預金通帳(甲2の1・2)及び摂津信用金庫の預金通帳(甲5)並びに関西アーバン銀行及び摂津水都信用金庫作成の各取引明細書(甲3,4)によれば、原告は、遅くとも平成5年7月27日から被告との金銭消費貸借取引を継続していることが推認され、その取引状況は別紙計算書2の番号欄1から同52までのとおりと推認される。そして、乙5によれば、原告は、平成5年8月16日に上記①のマイベスト利用契約を締結したと認められるところ、甲5によれば、原告には、それ以前の同年7月27日に、既に被告との間で取引があり(原告からの100円の弁済)、また、上記①のマイベスト利用契約による最初の貸付けと考えられる同年8月31日の19万9279円の振込が原告の旧幸福銀行の預金通帳(甲2の1)にされる以前の、同月27日に、原告から被告への1万3412円の弁済がされている。そして、被告が主張する上記②のハローシングルカード利用契約の取引履歴(乙12)に、上記各弁済は全く現れていない。

そうすると、原告と被告との間では、上記①のマイベスト利用契約が締結される以前から、上記②のハローシングルカード利用契約とは別個の金銭消費貸借取引が存在していたと考えざるを得ず、それは日本信販カスタマーズローンと推認するのが合理的である。なお、原告の妻■■■■■■の陳述書(甲8)においても、

原告は、平成5年よりも前から、被告からのカードキャッシングを利用していたとされている。

したがって、日本信販カスタマーズローンは、上記①のマイベスト利用契約の中の一つの目的ローンであると認められることはできず、原告・被告間の本件各取引は、上記①のマイベスト利用契約に基づくものと、上記②のハローシングルカード利用契約に基づくもの、さらに上記①以前から行われていた③日本信販カスタマーズローン（会員番号4802-6484-1901-924）の3つの取引が存在したと認めるのが相当である。

イ 本件各取引の具体的な内容については、被告が、本訴が提起された後、上記①のマイベスト利用契約についての平成7年9月27日以降の取引履歴を開示し（乙2及び弁論の前趣旨）、次に、平成19年2月に、上記②のハローシングルカード利用契約についての平成7年8月23日以降の取引履歴を開示し（乙8）、上記③の日本信販カスタマーズローンについては推定計算をしたのみで（乙7、19）、取引履歴自体は全く開示していない。

ア) そこで、まず、上記①のマイベスト利用契約について検討すると、これについては、原則として、被告が開示した取引履歴（乙2）に基づいて、取引の具体的内容を確定するのが相当である（なお、乙5によれば、上記①のマイベスト利用契約のカードローンは、いわゆるリボルビング方式とされ、平成5年8月の申込当初の毎月の弁済額は1万5000円とされていたものの、平成7年9月27日の時点では、弁済額が2万円に増額されたものと推認されるから、上記取引履歴（乙2）は、乙5に矛盾するものではない。）。

もつとも、上記取引履歴（乙2）によれば、平成7年9月27日の残元金として、37万5847円が存在したとされているが、被告は、それについての具体的な取引履歴を開示せず、また、それより前の取引に関する資料は廃棄したとして、これを明らかにしない。

しかし、被告が、大手信販会社（及び与信会社）として、相当以前から大規

模な営業を展開していたことは周知の事実であり、そうであれば、被告は、遅くとも平成5年ころには、既に顧客管理等のために、顧客との取引に関する情報をコンピュータ管理していたはずである。そのような被告が、単に10年という期間が経過したからといって、電子データとして保管されている情報も含めて、それ以前の取引履歴等の資料を全て廃棄（ないし消去）したとは、容易には考えられない。さらに、被告は、原告訴訟代理人から取引履歴の開示請求をされた時点で、原告に対し、上記①のマイベスト利用契約に基づく貸金債権をその時点でも有しているとし（乙1）、原告との金銭消費貸借取引が継続中であるとの認識を有していたのであるから、なおのこと、取引継続中の顧客である原告との取引履歴を（一部とはいえ）廃棄するとは考えられない。

また、過払金返還請求は、貸金返還請求といわば表裏一体の関係にあると考えられるうえに、被告は貸金業法における登録貸金業者であると認められるところ（弁論の全趣旨）、貸金業法13条2項によれば、登録貸金業者には、原告のような債務者からの取引履歴開示請求に協力する義務があると規定されている。

なお、本件では、原告からの取引履歴開示請求に協力すべき被告が、上記のとおり、上記③の日本信販カスタマーズローンについての取引履歴を全く開示しておらず、その結果、本件各取引の全体像が明らかになっていないとの事情もある。

これらの各事情に鑑みれば、被告は、本件の過払金返還請求訴訟においては、自ら貸金返還請求をする場合と同様、少なくとも自己の各貸付けの事実については、単に推定計算をするだけでなく、具体的な事実を主張立証して、これを明らかにすべきであると解する。

それにもかかわらず、被告は、平成7年9月27日の残元金について、単にその時点で37万5847円が存在したとの取引履歴を開示するのみで、そ

れに至る具体的な取引に関する事実を何ら主張立証せず、単に推定計算をするのみであるから、平成7年9月27日の残元金として37万5847円が存在したと認めることはできない（すなわち、上記残元金を存在しないものとして計算するという、いわゆる残高無視計算を肯定すべきと解することになる。）。

もつとも、乙5のとおり、原告は、平成5年8月16日に上記①のマイベスト利用契約を締結したと認められるところ、原告の旧幸福銀行の預金通帳（甲2の1）によれば、同月31日に19万9279円が振り込まれた後、同じ預金通帳から、毎月13日ないし14日あるいは27日ないし29日ころに、1万5000円ずつの弁済が繰り返し行われ、平成7年7月12日及び同月27日には各2万円の弁済が行われている。これに対し、上記③の日本信販カスタマーズローンについてのものと考えられる平成5年8月27日の弁済は、上記のとおり、1万3412円と半端な額であるし、後記認定の上記②のハローシングルカード利用契約についての各弁済も、いずれも半端な額であること（乙8参照）に照らせば、これらは、いずれも上記①のマイベスト利用契約に基づく取引であると推認される。

また、上記預金通帳（甲2の1）によれば、必ずしも上記の日ころに1万5000円ないし2万円の弁済がされていない月もあるものの（平成6年1月27日の2万9830円、同年2月28日、同年3月28日、同年4月27日、同年5月27日、同年6月27日、同年7月27日、同年8月29日、同年9月27日、同年12月27日、平成7年1月27日、同年4月27日の各2万7625円及び同年5月29日の3万2625円）、これらはいずれも1万5000円ないし2万円を超える金額の弁済であるから、少なくとも上記①のマイベスト利用契約に基づく1万5000円の弁済を含むものとするのが合理的である。

なお、平成7年10月27日、同年11月27日、平成8年1月12日、同年2月13日、同年5月13日、同年6月12日及び同年7月12日の各3万

6485円の各弁済も上記預金通帳によって認められるものであるが、上記のとおり、上記預金通帳における弁済には、上記①のマイベスト利用契約についての弁済（この時期は各2万円の弁済と考えられる。）以外の弁済が含まれていると考えられるから、それぞれ各2万円に限って上記①のマイベスト利用契約についての弁済と認めるのが相当である。

そこで、以上の検討によれば、上記①のマイベスト利用契約に基づく具体的な取引内容は、別紙計算書3のとおりとなり、取引終了時である平成17年10月27日における過払金元金は74万2672円であると認められる。

(イ) 次に、上記②のハローシングルカード利用契約について検討すると、これについても、上記①と同様、原則として、被告が開示した取引履歴（乙8）に基づいて、取引の具体的な内容を確定するのが相当である。

もっとも、上記取引履歴（乙8）によれば、上記②のハローシングルカード利用契約についても、平成7年8月23日の残元金として8万円が存在したとされているが、被告は、上記①と同様、それについての具体的な取引履歴を開示せず、また、それより前の取引に関する資料は廃棄したとして、これを明らかにしない。

しかし、そうであれば、上記説示のとおり、少なくとも本件の過払金返還請求訴訟では、上記①と同様、上記②についても、いわゆる残高無視計算を肯定すべきと解することになるから、上記8万円の残元金の存在を認めることはできない。

したがって、被告の開示した上記取引履歴（乙8）のうち、上記8万円の残元金を存在しないものとして、上記②のハローシングルカード利用契約に基づく取引内容を確定することになる。

以上の検討によれば、上記②のハローシングルカード利用契約に基づく具体的な取引内容は、別紙計算書4のとおりとなり、取引終了時である平成12年4月27日における過払金元金は16万8020円であると認められる。

(ウ) 最後に、上記③の日本信販カスタマーズローンについて検討すると、これについては、被告による取引履歴の開示は全くない。

そうすると、その取引の具体的な内容は、証拠（甲2の1・2、3ないし5、乙2、5、8、17の1ないし13）によって認められる別紙計算書2の取引内容から、別紙計算書3及び同4の取引内容を差し引いたものと推認するのが相当である（この点、別紙計算書2の番号欄132の、平成10年7月27日の「弁済額」欄の「10,996」については、上記②の取引履歴（乙8）では「10,894」とされているから、その差額分である102円が上記③の弁済と認めるのが相当である。）。

この点、被告は、上記③の日本信販カスタマーズローンの取引内容については乙19のとおりであると推定すべきであると主張するが、特に平成7年12月27日以降の弁済については何の根拠もないといわざるを得ず（なお、同日以降の取引については、10年以前の取引に関する資料は廃棄したとの被告の主張を前提としても、被告自身が取引履歴ないしこれに代わる資料を有しているはずであるにもかかわらず、このような資料は全く提出されていない。）、これを採用することはできない。

また、被告は、別紙計算書1の各「弁済額」欄の記載には、金銭消費貸借取引以外の、ショッピングの立替払取引が含まれていると主張し、それに沿う証拠（乙17の1ないし13）を提出する（なお、別紙計算書1の各「弁済額」欄の記載から、上記各証拠によって具体的に認められるショッピングの立替払分のみを控除したものが別紙計算書2である。）。

しかし、まず、上記各証拠によって具体的に認められるショッピングの立替払分は、いずれも原告の摂津信用金庫の預金口座が、その取扱口座となっていることが認められるから（甲5）、これと関係のない旧幸福銀行及びこれを引き継いだ関西アーバン銀行の預金通帳等によって認められる取引（甲2の1、甲3）には関係がない。

さらに、上記各証拠（乙17の1ないし13）によっても、上記原告の摂津信用金庫の預金口座において引き落とされた金額のうち、ショッピングの立替払分が占める割合はまちまちであり、上記各証拠のような具体的な証拠がない場合に、どこまでがショッピングの立替払分なのかを確定することはできない。

そもそも、上記認定説示によれば、被告は、上記各証拠によって認められるようなショッピングの立替払分の取引履歴を含めて、顧客との取引に関する全情報を、少なくとも電子データの形では保管しているものと推認される（なお、被告は、上記各証拠（乙17の1ないし13）を、本件訴訟が提訴されてからですら約1年半が経過した平成19年9月27日の第10回弁論準備手続期日においてようやく提出したが、被告のような大手信販会社における顧客との取引に関する情報の管理が、そのように時間のかかる杜撰なものとは容易には考えられず、そうであれば、このような被告の訴訟追行態度には疑問があるといわざるを得ない。）。

そこで、本件のような、金銭消費貸借取引の弁済分と、登録貸金業者でもある被告のような大手信販会社に対するショッピングの立替払の弁済が混合しているとも考えられる場合についても、登録貸金業者である被告が、原告が行った弁済のうちショッピングの立替払についての弁済分を具体的に反証すべきであり、そうでない場合には、原告が行った弁済は、全て金銭消費貸借取引についての弁済であると推認するのが相当である。

そうすると、上記③の日本信販カスタマーズローンの取引内容は、別紙計算書5のとおりとなり、取引終了時である平成12年7月27日における過払金元金は43万0909円であると認められる（なお、別紙計算書5の内容には、平成7年7月24日の借入れ（ないし貸し増し）以降、その元金に見合う弁済がされていないことになるなど、不自然と考えられるところもあるものの、被告が開示した上記①のマイベスト利用契約及び上記②のハローシングルカード利用契約の各取引履歴に従って、それぞれの各取引の内容を確定し、それを全

